



「高齢者がいつまでも、いきいきと安心して暮らせるまち」の実現に向けて

# 芦屋市認知症高齢者 個人賠償責任保険



## 芦屋市認知症高齢者個人賠償責任保険とは？

認知症の人が、日常生活における偶然の事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたことなどによって、ご本人・ご家族が法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合に、これを保険で補償するものです。

### 【加入対象者は？】

芦屋市に住民票のある40歳以上の方で、次の①～③すべてに該当する方

- ① 施設や病院(※1)に入所・入院せず、在宅生活を送っている方
- ② 日常生活に支障をきたすような認知症状等があると確認でき、自身で外出が可能な方(※2)
- ③ 芦屋市認知症高齢者の見守り・SOSネットワーク事業に登録している方

※1 以下にあてはまる施設や病院

ア 介護保険サービス

(施設サービス) 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院及び地域密着型介護老人福祉施設

(居住系サービス) 認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護

イ 病院・診療所または社会福祉施設等で長期に入院・入所する施設

※2 介護保険における認定調査票または主治医意見書から「認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はM」かつ「障害高齢者の日常生活自立度が自立、J、A又はB」と確認できる方

### 【補償金額は？】

上限3億円

### 【費用は？】

保険料 : 0円

(芦屋市が全額負担します)

### 【保険が適用される具体例】

- ・店舗の商品を誤って壊してしまった
- ・漏水事故を発生させ、階下の建物や家財に損害を与えてしまった
- ・誤って線路内に立ち入り、電車を止めてしまった

# Q&A

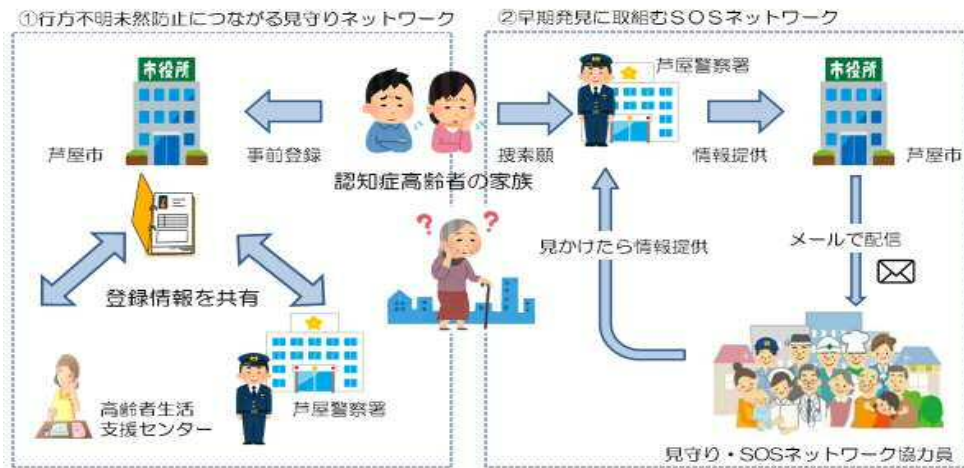
Q1 対象要件の「③芦屋市認知症高齢者の見守り・SOS ネットワーク事業に登録している方」とありますが、どのような事業ですか？

また、登録していないのですが、利用できますか？

認知症により道に迷ってしまうなど、行方不明になる心配のある方が、事前に本人の特徴や連絡先、写真などを登録しておく事業です。

行方不明になった場合には、事前登録していた情報をもとに、市役所から見守り・SOS ネットワーク協力員へ発見協力依頼を行います。

未登録の方については、芦屋市認知症高齢者の見守り・SOS ネットワーク事業に同時登録いただくことで、本事業をご利用いただけます。



Q2 補償の対象はどのようなものですか？

例えば・・・被害者の治療費、通院交通費、休業補償費、慰謝料等。

財物の修理代等が挙げられます。

## 【お問い合わせ先】

芦屋市こども福祉部福祉室  
高齢介護課 高齢福祉係  
TEL 0797-38-2044  
FAX 0797-38-2060

お住まいの地域の高齢者生活支援センター  
・東山手高齢者生活支援センター(32-7552)  
・西山手高齢者生活支援センター(25-7681)  
・精道高齢者生活支援センター(34-6711)  
・潮見高齢者生活支援センター(34-4165)